

「都市景観計画」について ～倉敷市～

背景

- ・ 戦火による消失がなく、伝統的な町並みが保存されていたことと、地元で町並み保存における重要性の認識があった。
- ・ 「伝統美観保存条例」…昭和 43 年制定(自主条例)
- ・ 国の施策 「美しい国づくり政策大綱」・「観光立国行動計画」 …平成 15 年
- ・ 「景観法」の制定…平成 16 年



(4年の歳月をかけて)

「倉敷市景観計画」の策定…平成 21 年9月策定

◎ この計画を実行に移すために都市景観条例を制定…平成 21 年9月

計画の概要

都市景観計画

序 章…自然と文化に恵まれた倉敷らしい都市景観形成をめざして

- ① 倉敷市の都市景観の形成
- ② 計画の目的と性格
- ③ 景観計画の区域

第1章…都市景観形成の基本的考え方

- ① 倉敷市の景観づくりの基本理念
- ② 基本目標
- ③ 基本姿勢

第2章…都市景観形成の基本方針

- ① 基本方針の構成
 - イ) 類型別景観形成の方針
 - a) 景観を構成する要素

…自然的景観 / 歴史・文化的景観 / 市街地景観
以上3つの景観に対する共通認識として
施設景観 / 眺望景観 が位置づけられている。

b) 計画上の位置づけ

…景観軸 / 景観拠点

ロ) 地域別景観形成の方針

…倉敷・児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備の
8つの地域に分けて景観形成の方針を打ち出す。

② 都市景観形成推進の方針

基本的な考え方

- a) 豊富な景観資源を引き立てる景観形成の推進
- b) 倉敷市を代表する重要な場所での重点的な景観形成の推進
- c) 法制度の活用による景観まちづくりの推進
- d) 多様な活動の活性化による景観まちづくりの推進
- e) 良好な景観の創造の推進

重点的な取り組みの推進

- a) 倉敷市の豊富な観光資源を活かすための施策展開
- b) これまでの取り組みや眺望保全施策の強化と充実
- c) 質の高い景観デザインのための独自の取り組み

第3章…景観資源等の保全・活用・整備に関する事項

- ① 景観資源の保全・活用等に向けた基本的考え方
- ② 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する方針
- ③ 景観重要公共施設の整備等に関する方針

第4章…良好な景観のための行為の制限

- ① 大規模行為等の届出
- ② 景観形成の基準
 - a) 共通基準
 - b) 類型別基準
 - 自然的景観…山なみ里山景観
 - 農業景観
 - 市街地景観…住居系 / 商業系 / 工業系 / 沿道系に区分
 - d) 建築物の高さの最高基準
 - 自然的景観 / 市街地景観
- ③ 屋外広告物に関する行為の制限等に関する方針
 - 景観計画区域内における共通の制限、
 - 景観類型別事項

第5章…都市景観形成推進のしくみ

- ① 景観法・都市計画法等を活用した都市景観の形成
取り組みの基本的考え方
 - a) まもる(良い景観の保全)
 - b) なおす(悪い景観の改善)
 - c) つくる(良い景観の創造)
- ② 景観形成重点地区等における景観形成
7項目の景観形成重点地区の選定基準により、重点地区を選定
 - a) 倉敷周辺地区
 - b) 下津井周辺地区
 - c) 旧玉島港周辺地区
 - d) 酒津地区具体的指定や取り組みにあたり、官民協働で8項目に沿って推進
- ③ 市民・NPO・事業者との協働
 - a) 景観まちづくり団地の育成と支援
 - b) 路地まちづくり協議会の設立
 - c) 路地まち協定制度
 - d) 景観重要建造物・景観重要樹木の保全
 - e) 地区計画における形態意匠に関するルールづくり
 - f) 景観協定等の締結
 - g) 表彰制度
 - h) 景観教育の推進
- ④ 都市景観形成の推進体制
倉敷市は景観審議会を設置し、委員や専門家による審議やアドバイスを求め都市景観形成を推進していく。
 - a) 景観審議会
 - b) 倉敷市景観審議会委員・専門家による審議・アドバイス
 - c) 行政機関や庁内における連携
 - d) 協働の手続き

市民への啓発

- ・ 優れた景観の形成に寄与している建築物の所有者等や、良好な景観づくりに積極的に取り組んでいる団体を顕賞することで、景観に対する意識を広め、高めることで景観づくりを推進する。
- ・ まちなみに対する感性や郷土の風景への愛着を育むため、学校教育との連

携を図り、倉敷市の自然や歴史などに関する学習の場を設ける。

< 所感 >

- ・ 倉敷市は戦前より美観地区を残したいという気風が根づいていた。これは、実業家、大原総一郎や建築家、浦辺鎮太郎の大きな功績によるものだと感じた。いわば、民間主導から始まったものと言える。
- ・ 景観法が出来る以前より自主条例である「伝統美観保存条例」があり、大津市とは景観条例に対し入り方が違う。
- ・ 背景条例により、ビルの建設予定地を市が買い取った事例もあり、景観に対しての倉敷市の思い、熱意が感じられた。
- ・ 景観形成重点地区の4地についてはまだまだこれからという感があるが、ほぼ市の中央に美観地区があり、今までの経緯からみても景観については市民の共感も得やすいように思う。
- ・ 大津市南北 45Km に及ぶ長い都市で、合併など歴史的経過の中で形成されたまちである。各地域の歴史的な背景の違いや地域住民の方々の価値観など「景観」においては画一的なものがないのも事実であろう。現在の状況などを踏まえ、地域にあった景観づくりが必要であることを改めて感じさせられた。